

令和5年3月

お客様 各位

山形県長井市本町1丁目3番3号

山形中央信用組合

【特殊詐欺被害未然防止への取り組み】

ATMでのキャッシュカードによるお支払限度額の一部利用制限について

山形中央信用組合では、山形県警察等からの取組要請を踏まえ、近年増加している高齢者に対する振り込め詐欺や還付金詐欺等の被害を防止するため、一部のお客様につきましては、下記のとおりATMでのキャッシュカードによる一日のお支払限度額を引き下げさせていただくことといたしました。

一部のお客様にはご不便をおかけしますが、お客様の大切なご預金をお守りするための取り組みでございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客様

70歳以上のお客様を対象とさせていただきます。

なお、判定日は当組合所定の時期とします。

2. 制限する内容

1日あたりのATMでのキャッシュカードによるお支払いの限度額を、300,000円とさせていただきます。

3. 利用制限開始日

令和5年4月17日（月）より

4. その他

対象となるお客様まで、お支払限度額を超えるお支払いをご希望される場合には、当組合本支店窓口へご相談ください。



山形中央信用組合
YAMAGATA CHUO SHINYOKUMIAI

A T Mでのキャッシュカードによる お振込みの一部制限について

山形中央信用組合

当組合では、お客様からお預かりしている大切な財産をお守りするため、山形県警察本部の要請のもと、下記のとおりA T Mでのキャッシュカードによるお振込みを一部制限させていただくことといたしました。

対象となるお客さまにはご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客様

次の①および②の条件を満たすお客さまを対象とさせていただきます。なお、判定日は当組合所定の時期とします。

① 65歳以上の方

② 過去3年間、A T Mでのキャッシュカードによるお振込みのご利用がない方

2. 制限する内容

1日あたりの振込限度額を1,000円とさせていただきます。

3. 実施日

令和4年3月7日（月）より

4. その他

対象となるお客さまで、振込限度額を超えるお振込みを希望される場合には、お近くの当組合本支店窓口までご相談ください。

以上